# 長野市農業委員会 第8回総会議事録

1 日 時 令和2年9月30日(水)

開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後3時28分

- 2 場 所 講堂 (第二庁舎 10 階)
- 3 出席委員

保	青木	3番	昌子	池田	2番	良治	善財	1番	
豊	岡村	6番	章一	田中	5番	信一	曽根	4番	
F代春	村田三	10番	清男	小林	9番	明夫	青木	8番	
守	北村	13番	愛子	小滝	12番	太吉	佐藤	11番	
悟	羽田	16番	安壽	林部	15番	清	中島	14番	
俊夫	吉原	19番	正和	関	18番	澄夫	中澤	17番	
修	和田	23番	厚	塚田	22番	昌之	酒井	21番	,

- 2 4 番 北原 幸平 2 5 番 北村 正彰
- 4 欠席委員

7番 鈴木 洋一 20番 松田 光平

5 会議に出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 村松 事務局長補佐 竹下今朝光 事務局長補佐 小林 達也 昭 事務局長補佐 川浦 昇 事務局長補佐 竹内 晃仁 係 長 西澤 忠 係 長 大前 健 査 佐藤 康貴 主 岡田 悠希 主 事 農業政策課

専門員 山口 浩之 係 長 小林 博樹 係 長 市川 和正

- 6 議事
  - (1) 農地法等に係る事項について
    - 議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第74号 農地法第4条の規定による許可申請について
    - 議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案第76号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
    - 議案第77号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用 集積計画」の決定について
    - 議案第78号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による 農用地利用配分計画(案)の意見聴取について
    - 議案第79号 農振除外等に係る意見聴取について
    - 議案第80号 非農地決定について
    - 報告第26号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
    - 報告第27号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
    - 報告第28号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について
    - 報告第29号 農用地利用配分計画(案)の報告について
    - 報告第30号 農業地域整備計画に係る農用地区域の変更報告について

報告第31号 農業地域整備計画に係る農用地区域の変更報告について (東日本台風災害に伴う農業用施設の再建)

(2) その他農業委員会業務に係る事項について

議案第81号 第5回長野県農業委員会大会における要請決議(素案)について 報告第32号 長野市農政懇談会の実施について

秋の取り入れの中、大変ご苦労さまです。第8回の総会にご 曽根会長代理 出席いただきましてありがとうございます。

> 会長代理の曽根です。本日の進行を務めさせていただきます のでよろしくお願いいたします。

初めに農業委員会憲章の唱和を行います。

# 【農業委員会憲章唱和】

曽根会長代理

ただ今から、第8回総会を開会いたします。お手元に総会次 第及び資料を用意しておりますので、ご確認をいただきたいと 思います。本日の総会につきましては、現在の出席委員が、在 籍委員 25 名中 23 名で過半数に達しておりますので、農業委員 会等に関する法律第27条第3項に基づき、総会は成立してお ります。参考までに申し上げますが、本日の欠席委員は、7番 の鈴木委員、20番の松田委員です。

挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いいたします。

青木会長 お忙しいところ、ご参集いただきましてありがとうございま す。会長の青木です。本日午前中に、長野市の果樹振興につき まして関係する農業委員と最適化推進委員の皆さま方、計33名 の方に出席いただきまして、長野市が今、大きな課題としてお ります果樹復興といいますか、果樹生産が非常に右肩下がりと いうような状況になっていますので、これをどういった形で止 め、なお且つさらに復興させるかというテーマを持ちまして、 議論させていただきました。改めて、話の経過等々含めて本委 員会にも一定の形で報告をさせていただきたいと思っており ますので、取りあえずご案内申し上げます。

> ただ今、曽根代理からも話がありましたように、いよいよこ の善光寺平も本格的な収穫の秋を迎えることができました。本 当にうれしい限りです。夏、非常に暑いといっていたんですけ れども、今日限りでクールビズが終わりです。明日からは通常 の制服に戻るということになりますので、そのへんについても よろしくお願いいたします。

> 昨年、台風 19 号で浸水被害を受けました JA ながのの、なが のフルーツセンターも完全に復旧し、本格的に稼働を再開いた しました。主要品目のリンゴの出荷最盛期を前に、関係者の期

待を担ってくれることに嬉しい限りです。再開にご尽力いただきました関係者の皆さま方に、改めて感謝を申し上げたいと思っております。

新型コロナウイルス感染状況は、第2波の拡大もここ長野では沈静化し平常時の対応に戻りつつあります。当面、計画されている諸事業の一部見直しを求められる状況ではありますが、 長野としては実施に向けた動きにあり、十分コミュニケーションを取りながら職務を遂行していきたいと考えております。

さて、猛暑の中でスタートいたしました農地利用状況調査、 農地パトロールですが、ほぼ計画どおりの進捗で、大変ご苦労 さまでした。人・農地プランの実質化活動で、地域での話し合 いの中で改めて自分の担当地区をくまなく見て歩くことは、私 達の任務から意義ある活動だと認識いたしております。現場を 掌握しての話し合いは、農業関係者に対する説得力にもつなが ることは間違いございません。引き続き、課題が残る農地につ いては意向調査等の活動が続きますが、農地の再生、有効活用 のためにご尽力いただきますようお願い申し上げます。

9月に会長という立場で2、3の会議、打ち合わせ等に出て おりますので、その内容の報告を簡単にさせていただきます。 まず、農地関係部門は初会合ということで、これは現在、各地 で人・農地プランの実質化について向けての話し合いを行って おりますが、9月23日に長野市の農業者が中心となって、県の 農地中間管理機構、それから長野市農業政策課、そして私ども 農業委員会の4者で合同会議がございました。目的は、各地区 で実施された農家アンケートで農家の方が耕作できないと白 旗を揚げた農地のマッチング活動をシステムとして取り組ん でいこうというものです。現在でも引き受け手のない農地は、 中間管理機構で受けてはもらえませんが、受け手のある農地は 農業公社が責任をもって中間管理機構につなげていくという ことが確認できました。よって、私達農業委員や最適化推進委 員は、貸し出し希望農地の情報をマッチング活動につなげるこ とや、農業公社への情報提供をすることで、システムがよりス ムーズに動くことを再度、確認できましたので報告させていた だきます。次に、9月15日に県の農業委員会連絡協議会、これ は長野県の市町村の農業委員会が集まる会議ですが、農業委員 連絡協議会と県農政部との意見交換会が JA 長野県ビルで開催 され、長野市農業委員会の代表として私が参加をさせていただ きました。テーマは農地利用の最適化活動を具体化した内容の 課題提起と、県側の現在の動きの説明を受けました。担い手へ の農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参

入の促進等、県下一円に広がる農業政策の課題に関する意見が 市町村農業委員会から出されました。私からは、特に農作業の 省力化、安全化を求めるという立場で、中山間地での畦畔の草 刈り作業を機械による自動化について県の開発状況を質しま した。長野県の畦畔率は全国でもトップクラスです。14.数%あ るそうです。こうした畦畔の非常に多い長野県におきまして は、直接、生産性に結び付かないが避けて通れない草刈り作業 は、特に高齢者にとっては厳しく、離農を早める大きな要因に なっているとお聞きしています。県は平成27年から機械化プ ロジェクトを組織し、来年には現場に普及できるモデル機を発 表するよう、引き続き官民共同で動いておりますとの報告をい ただきました。継続して開発の推移を注視していきたいと思っ ております。併せて果樹の防除機器、いわゆる SS ですけども、 この遠隔操作や無人化の開発に力を注いでいただく旨も提案 させていただきました。それから、若い農業者の担い手を生み 支援する、次世代人材投資事業の新規申込者と中間評価対象者 の個別面談会を、9月16日に農業政策課の要請で実施いたし ました。この制度を活用して農業をスタートした新規就農者に とっては難関の場所でございます。面談者は長野市農業委員 会、グリーン長野、JAながの農業振興担当、県の長野農業農村 支援センター、そして長野市の農業公社、農林部の代表で構成 されています。面談する私も、事前に提出された確定申告書を はじめとする多くの報告書の中身確認や、売り上げ実績とその 課題など細かい点まで質問をさせていただき、規定に沿った営 農がなされているか検証させていただきました。今年は現時点 で、県が窓口になっております次世代人材投資事業の新規申込 者が5名、3~4年目の中間評価対象者が7名です。また、長 野市単独事業の親元就農者支援事業対象者が1名です。面談者 全員が規定のルールを超える評価が得られ、次のステップに進 みましたが、その中身に幅があり、今後、サポートチームが個 別に支援をしていく趣旨となっております。それぞれが確実に 実績を上げ、自立のできる農業者になって欲しい気持ちの一心 です。これは長野市の農業政策課が、若い農業者の担い手の、 いわゆる初めと中間と最後の、いわゆる評価をきちんとする と。評価が一定の規定にいかなければ支援金の打ち切りだと か、結構、厳しいルールになっております。これに私もメンバ ーとして声を掛けていただいたということで、皆さんにご紹介 させていただきました。

これから年末にかけて、いろいろな事業も計画されております。皆さま、お忙しい中ではございますがよろしくお願いいた

します。今日は、農地法関係で経基法等々含めて議題がたくさんございますので、スムーズな進行にご協力をお願いします。

曽根会長代理

続きまして、村松事務局長より挨拶と事務局報告をお願いします。

村松事務局長

農業委員の皆さまにおかれましては農繁期のお忙しいところ、第8回総会にご出席を賜りありがとうございます。ご案内ありましたとおり、今日、市議会が最終日になっておりますので、2名の委員は欠席という報告をいただいております。また、ご案内がありましたが、午前中に果樹振興意見交換会が開催されまして、出席された委員も多くおられますけれども、引き続きの総会となりますがよろしくお願いしたいと存じます。会長からご指示いただいておりますので、午前中の意見交換会については、取りまとめの上、皆さんと情報共有を図ってまいりたいと思っております。

それでは何点か報告をさせていただきます。初めに、昨年の令和元年の東日本台風災害から1年が経過しますが、被災農地では今年も稲穂や果樹が実り収穫の秋を迎えられたことは、生活再建上、前に進める一歩だと感じております。とはいえ、まだ仮設住宅等で余儀なく避難生活をされている方も多くおられますので、住宅再建を含め、一日も早い災害復興を願うものでございます。10月にかけて台風が何度か発生する時期となりますけれども、昨年のような災害が起きないことはもちろん、収穫期の農作物の被害がないことを願うのみでございます。

次に、先週の連休中ですか、21 日に敬老の日がございまして、本年 100 歳を迎える高齢者は市内では対象者 163 名で、最高齢の方は 109 歳を迎えるとのことです。参考までに国内の住民基本台帳に基づく今年の 100 歳以上の総数は 80,450 人、長野県内では 1,972 名とのことでございます。

続きまして、新型コロナウイルスの感染症の状況で昨日までの数ですが、長野市内では直近では9月26日に2名の方を確認し、9月中は15人の陽性を確認している状況です。4月1日からの累計では58件、現在、入院患者は4名という状況です。長野県内は全体で305件、入院患者4名ですから、長野県内の入院患者は今、長野市在住の方ということになります。警報レベルが6段階のうち、9月16日から警報全て解除されてレベル1、平常時に引き下げられておりますけれども、首都圏等はじめ人口が多い都市での感染が日々確認されているため、引き続き、ご注意をお願いしたいと存じます。

続きまして野生鳥獣関係になりますけれども、野生イノシシの CSF、豚熱の感染につきましては、8月28日に市内6例目と

いうことで、信州新町で確認されております。現在、中条地区にございますジビエ加工センターではシカは受け入れておりますけど、イノシシの受け入れは現在も中止している状況で、まだ受け入れの目途は立っていないという状況です。それから8月18日、飯綱高原第3グラウンド付近、長野市の門沢で市民の方がクマに襲われる被害がありました。先ほどのお昼のニュースでも放送していましたけれども、救助された女性の方が市の消防局から表彰を受けたということでしたけれども、幸い命に別条はないということで、危険な状態ではあったということです。なお、翌8月19日に捕獲おりをセットし、31日には成獣メス1頭を捕獲し、個体確認の上、殺処分となったということであります。

次に、長野市農業祭が若里のビッグハットで開催をされる予定でしたけれども、コロナの影響がございまして、急きょ市役所第一庁舎西側、桜スクエアの会場で開催することになりました。農業委員会としても出展参加しますので、役員のみならず、都合のつく方はご参加をお願いしたいと思います。期日は10月24日土曜日の9時から午後1時までの間行われます。

最後になりますけれども、近頃、朝夕めっきり寒くなりました。コロナの対策等、体調管理には十分気をつけてご活動をいただきたいと存じます。

本日の議事事項は、農地法の許可案件等、議案9件、報告7件でございます。慎重審議をお願い申し上げます。

曽根会長代理

続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規 則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青 木会長に就任していただきます。青木会長、議事進行をお願い いたします。

議 長

それでは規定により議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますよう委員各位のご協力をお願い申し上げます。

最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号 17 番、中澤 澄夫委員と議席番号 18 番、関正和委員にお願いいたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条に、農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの規定がございます。本日の議事案件に関しましては、議案第77号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてにおいて、お手元に配布いたしました別紙のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件がございます。その他、事前にこの

規定に該当するとの申し出はありませんでしたが、ここで再確認をいたします。本日の議案案件の中で委員の同居の親族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者などとなっている方がございましたら、お申し出お願いいたします。

池田委員はい。

議 長 池田委員がこれに該当するわけですね。

川浦事務局長補佐

ただ今、池田委員から申し出がありましたが、その関係で、別紙の訂正をお願いしたいと思います。関係する委員、塚田委員で2件掲載してございますが、本日、お手元にお配りいたしました別紙をご覧いただきたいと思います。塚田委員の1件目の下、塚田委員2件あります、その間に追加をお願いしたいと思いますが、内容につきましては、①利用権設定関係、4利用権設定関係 10年以上(賃借権)、上段と同じとなります。ページが別冊2-1の15ページ、番号が8番、地区は東部、関係する委員は池田昌子委員です。以上、追加をお願いします。

議 長 ただ今、事務局から追加の報告がございました。

次に議案の訂正等の報告をお願いします。農地法等に関わる 事項等について事務局よりお願いします。

佐藤主査 本日、議案等の訂正はございません。

議 長 それでは農地法等に関わる事項についての審議を行います。

最初に、議案第73号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いし

ます。

小林事務局長補佐

本日の資料ですが、農地法の議案の他、農業経営基盤強化促進法、農振法の議案・報告が6件あり、それぞれ別冊1から6までの番号を記してございます。今回は審議の進行上、報告案件を議案の前に説明させていただくものがございますので、別冊の番号を説明順に振らせていただきましたので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。また、今ほど委員の関係する議案がありまして訂正をさせていただきましたが、進行表の修正が間に合っておりません。後ほど、議事の進行の中で事務局から補足をさせていただきます。さらに、基盤法で農家創設案件が中部地区でございますが、資料6と関連することから、報告の後、ご審議をいただくよう、こちらも審議の途中で補足をさせていただきます。なお、今月は総会資料等の定期回収月となっております。調査会でもご案内させていただきましたが、本日、回収箱を用意しておりますので、不要な資料をお持ちの委員におかれましてはご提出をお願い申し上げます。

それでは、議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請 について説明申し上げます。1ページをお願いします。番号1 番から2ページの7番までの7件でして、内容は、所有権移転 案件が6件、賃貸借権設定案件が1件となります。申請案件の 内容につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作を 行うと認められない場合、別段面積に達しない場合、周辺農地 等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる 恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可 することができない要件について確認したところ、該当してお りません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いた しました。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長

ただ今、事務局から説明がありました。本案件は、長野市農業委員会規則第3条第8項の規定により各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。それでは1番から7番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から1番から3番、お願いします。

関 地区調査会長

3件につきましては、地域との調和要件等、支障が生じる恐れがないと認められるため、許可相当と判断いたしました。

議 長 北村地区調査会長

続きまして、中部地区調査会長から4番、お願いします。

4番ですが、贈与により引き続き農業を継続するもので、許可条件に適合しており問題ありません。

議 長 村田地区調査会長

続きまして、南部地区調査会長から5番、お願いします。

5番は有償による所有権移転です。調査会で検討した結果、 下限面積等の要件を満たしており、また長年、借りて耕作して いたという畑ですので、問題ないと判断しました。

 続いて、東部地区調査会長から6番と7番、お願いします。

6番は昔から借りて作っていた畑を今回、購入したということと、7番は高齢化ということで、業者を通して買う人を探して今回、買い手がいたということです。許可条件に適用しており、問題はないと考えております。

議 長

これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区 調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いし ます。

#### 【質疑なし】

議 長 ないようですので採決を行います。議案第73号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

### 【全員举手】

議 長 全員賛成ですので、議案第73号は全て許可と決定しました。 続きまして、議案第74号 農地法第4条の規定による許可申 請について を議題といたします。事務局より議案の説明をお 願いします。 小林事務局長補佐

議案第74号 農地法第4条の規定による許可申請について、 説明申し上げます。議案の3ページをご覧ください。番号1番から3番までの3件です。1番は敷地を拡張して駐車場を設置する転用案件です。2番は農産物栽培と堆肥製造のための農業用施設を設置する転用案件で、農振軽微変更が令和2年9月1日にされております。3番は駐車場及び家庭菜園設置の転用案件です。その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっており、許可要件に照らし立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。なお、先月、ご審議いただき、許可すべきものとして県に進達いたしました1件の案件につきましては、許可済みとなっております。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議

ただ今、事務局から説明がありました。それでは1番から3番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願います。はじめに中部地区調査会長から1番、お願いします。

北村地区調査会長

1番ですけれども、周辺農地の営農条件に支障が生じる恐れがないということでありまして、調査会では許可相当と判断いたしました。

議

続きまして、東部地区調査会長から2番と3番、お願いします。

北村地区調査会長

長

2番は農業用施設ということで、キノコ園で使った培土を堆肥にしてシャインマスカットを作るという施設です。3番は家庭菜園の設置ということで、周辺の農地に影響ないということで、許可条件に適合していて問題ないと判断しました。

議

長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調 査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いしま す。

酒 井 委 員

どういう概念が家庭菜園になるのか、説明していただきたい と思います。

事務局 西澤係長

家庭菜園の概念といいますか、規定についてでありますが、 花や野菜等の作物の栽培が行われている土地がごく小面積で あり、かつ当該部分の位置など住宅の敷地等の関係等から見 て、住宅の敷地から独立して取引の対象となり得るものという ことになっておりますので、住宅敷地の面積などから見て、ご く小面積のものを家庭菜園という捉え方をしております。

酒 井 委 員 その場合の固定資産税はどうなりますか。

事務局 西澤係長 宅地の課税となる見込みです。

酒井委員結構です。

議長

宅地の課税ということで了解をいただきたいと思います。他 にご質問ございますか。意見がないようですので採決を行いま す。議案第74号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

# 【全員挙手】

議 長

全員の賛成が確認できましたので、議案第74号は全て許可相当と設定し、申請書に意見書を添付して県知事に進達いたします。

続きまして、議案第75号 農地法第5条の規定による許可申 請について を議題といたします。事務局より議案の説明をお 願いします。

小林事務局長補佐

議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について、 ご説明申し上げます。議案の5ページをご覧ください。番号1 番から 9 ページの 12 番までの 12 件です。 1 番は資材置き場・ 駐車場の設置の転用案件です。2番は自己用住宅建築の転用案 件で、市街化調整区域での建物建設のため建築指導課の開発許 可も必要であり、そちらも申請済みで許可見込みの予定でござ います。3番は農地への進入路設置の転用案件です。4番は農 家住宅建築の転用案件です。6ページをご覧ください。5番は 住宅敷地を拡張する転用案件です。それから6番は自己用住宅 の建築及び駐車場、並びに家庭菜園を設置する転用案件です。 7番は7月総会に同様の申請がございましたが、ダムに溜まっ た土砂を排除する工事に伴う土砂置き場、並びに搬出した堆砂 を使って農地を改良するための一時転用案件です。8番は資材 置き場を拡張する転用案件です。7ページから8ページをご覧 ください。9番は物流倉庫を設置する転用案件です。転用面積 が 12,231 m<sup>2</sup>と、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を 求める条件の30aを超えておりますので、北信地区常設審議委 員会、長野県常設審議委員会で審議いただいた結果を踏まえ て、長野県での許可の判断を行うものとなります。 9 ページを ご覧ください。 10 番は後継者住宅建築の転用案件です。 11 番は 住宅敷地を拡張して駐車場を設置する転用案件です。12番は自 己用住宅建築の転用案件で、こちらも市街化調整区域での建物 建設のため、開発許可の申請済みで、許可見込みの予定です。 以上、説明申し上げました申請案件の、その他の内容につきま しては議案に記載のとおりとなっており、許可要件に照らし立 地基準等、特に問題ないと判断いたしました。

また、先月の総会で許可すべきものとご決定いただき、県に 進達しました11件の案件のうち8件は許可済みですが、砂利 採取の一時転用案件2件と、開発許可が必要な自己用住宅の建 て替えの転用案件につきましては、まだ許可書が届いておりま せんが、口頭で許可相当との回答はいただいておりますので、 許可は間違いないものと考えております。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。それでは1番から12 番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基 づいた意見の報告をお願いします。はじめに北部地区調査会長 から1番から4番、お願いします。

関 地区調査会長 1番から4番の4件につきましては、周辺農地の営農条件に 支障が生じる恐れがないと認められるため、調査会では許可相 当と判断しました。

議 長 続きまして、西部地区調査会長から5番から7番、お願いします。

岡村地区調査会長 5番から7番の3件ですが、調査会で検討した結果、許可条件に適合しており問題ないと判断いたしました。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から8番と9番、お願いします。

北村地区調査会長 8番は許可条件に適合しており問題ありません。9番ですが、先ほど説明をいただきましたように既存施設の拡張ですが12,000㎡を超えているということで、ネットワークに意見を求める案件ですので、これについては中部調査会の全員で現地確認をいたしました。そして周辺住民への説明会を開いて理解を得とるということと、用水路が付け替えになるんですけれども、きちんと新しい用水路を造るということで周辺農地の営農条件に支障がないということで、許可相当と判断しました。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から10番と11番、お願いし ます。

村田地区調査会長 10番、11番ともに有償による所有権移転です。調査会で検討した結果、いずれも許可要件に適合しているため問題ないと判断しました。

議 長 続いて、東部地区調査会長から12番、お願いします。

北村地区調査会長 12番は自己用住宅ということで、借人の○○さんは今、借家ということでありますが、子ども達も大きくなり狭くなったということで、奥さんの親元の○○さんの農地に建物を建てるということであります。周辺の農地には影響がなく許可条件に適しているということで、特に問題はないと判断しました。

議 長 これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区 調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いし ます。

### 【質疑なし】

議 長 意見がないようですので採決を行います。議案第 75 号を許 可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

# 【全員举手】

長

議

全員の賛成を確認させていただきましたので、議案第75号 は全て許可相当と決定し、申請書に意見書を添付して県知事に 進達いたします。

続きまして、報告第30号 農業振興地域整備計画に係る農用 地区域の変更報告について を議題といたします。本件につき ましては、この後の議案第76号 農地法第5条の規定による許 可後の計画変更申請についてと関連がありますので、農業政策 課から説明をお願いします。

農業政策課小林係長

課 お手元の資料の右上に別冊1と書いてある農業振興地域整長 備計画に係る農用地区域の変更報告について説明いたします。 1ページをお願いします。昨年12月の総会で軽微変更の意見 聴取をいたしました件ですが、軽微変更面積を変えずに許可面積の範囲内で施設の追加をしたいという申請がありましたので報告いたします。場所は篠ノ井石川〇〇で、面積は655㎡、申出者は〇〇さん、事業計画者は〇〇有限会社で、農業用倉庫と従業員駐車場を計画しており、本年1月9日に許可したところでございます。

今回の変更内容は、当初の事業計画に休憩施設を追加し、それに伴い農業用倉庫を南側に移動し、駐車場の位置も変更になったものです。変更理由は、当初は農業用倉庫及び従業員駐車場として軽微変更しましたが、その後、従業員からの要望により、労働環境を整備するため休憩施設を追加で建設したいというものです。2ページですが、左側が当初の計画で、右側が今回の変更後の計画です。先ほど説明したとおりですが、斜線の休憩施設、右側の変更後の上部に斜線を引いてありまして、申請建物(休憩室棟)と書いてあるこちらの斜線の部分が追加になったことで、農業用倉庫が下に移動し、駐車場の位置が南から東側に変わったものでございます。なお、本件は9月2日に変更承認申請が提出され、9月3日に承認をしております。軽微変更面積の変更がないことから報告とさせていただきます。

議

長 ただ今、農業政策課より説明がありましたが、これにつきま して発言のある方は挙手をしてお願いします。

# 【質疑なし】

議

長 質問等がないようですので、報告案件ですのでご了解をいた だきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第76号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐

議案第76号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申

請について説明申し上げます。11ページをご覧ください。1番 は令和2年8月11日に許可となっておりますダムに堆積した 土砂の排除工事に伴う土砂置き場並びに搬出した堆砂を使っ て土壌改良をするための一時転用案件で、農地法第5条の規定 による許可申請について でご審議いただきました番号7番と 関連がございます。変更内容は事業地の追加で、その理由とし て、当初、計画で予定していた農地のうち、地権者との調整に 時間を要していた土地の賃貸借ができたことから今回追加す るものです。農地の追加によりまして、変更前の面積3筆、 2,065 ㎡から、4筆、2,071.12 ㎡と、6.12 ㎡追加したいという 計画変更申請です。12ページをご覧ください。2番は令和2年 2月6日に許可となっております農業用倉庫と駐車場設置の 転用案件です。先ほど農業政策課から、農業振興地域整備計画 に係る農用地区域内の変更報告についての説明がありました が、これを受けて計画変更申請を行うものです。変更内容・理 由ですが、当初、農業用倉庫及び従業員用駐車場を整備するた めの許可を得ましたが、その後、猛暑の中で作業を行う従業員 から労働環境改善を求める要望があり、従業員が作業の合間に 休憩できる施設を整備するため、同敷地内に休憩施設を追加整 備したいという計画変更申請です。以上、変更申請2件につい て承認をいただくものでございます。

なお、先月申請のありました、砂利採取用地としての一時転 用の期間延長の計画変更につきましては、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める案件として説明させていただ きましたけれども、その後の県との調整により意見を求める必 要がないものと確認されましたので、ご報告をさせていただき ます。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長

ただ今、事務局から説明がありました。それでは1番と2番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願い申し上げます。はじめに西部地区調査会長から1番、お願いします。

岡村地区調査会長

1番の許可後の計画変更申請ですが、許可条件に適合しており問題ないと判断をいたしました。

議 長村田地区調査会長

続きまして、南部地区調査会長から2番をお願いします。

2番は従業員の休息施設を追加隣接するという案件ですが、 条件に適合しているため問題ないと判断しました。

議長

これより審議に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調 査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いしま す。

【質疑なし】

議 長 意見がないようですので採決を行います。議案第76号を承 認相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

# 【全員挙手】

議 長 全員賛成の確認ができましたので、議案第76号を承認相当 と決定し、申請書に意見書を添付して県知事に進達いたしま す。

> 続きまして、議案第77号 農業経営基盤強化促進法第18条 第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について を議 題といたします。農業政策課より議案の説明をお願いします。

農業政策課市川係長

課 議案第77号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 長 による農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。 議案は別冊2-1、2-2、2-3になります。

同法の基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省令の 定めるところにより、農業委員会の決定を経て農用地利用集積 計画を定めなければならないこととされております。その農用 地利用集積計画を定めるための要件ですが、①長野市基本構想 に適合すること、②農用地の全てを効率的に耕作し、農作業に 常時従事すること、③利用権を設定する土地について、関係権 利者の同意を得ていること、④下限面積について、でありまし て、以上の要件を全て満たすことを確認しております。それで は別冊 2-1 の 2 ページをご覧ください。所有権移転及び利用権 設定の各件数及び面積はご覧のとおりで、総件数は 328 件、総 面積は315,095.87㎡です。ページを戻っていただき1ページを ご覧ください。賃借、使用貸借の面積を期間別に示したもので す。合計数字は先ほどと同様で今回、利用権の設定を受ける方 110名、利用権を設定する方は207名となっております。以上 につきまして、ご決定くださいますよう、よろしくご審議をお 願いいたします。

議

長

それでは審議に入らせていただきます。まず、所有権移転関係については、順次、各地区調査会長から説明をいただき、質疑応答を行った上で所有権移転関係だけ単独で採決を行います。次に利用権設定関係ですが、2から5の賃借権、使用貸借権につきましては一括して説明をいただきます。なお、6農地中間管理事業(賃借権)と、7農地中間管理事業(使用貸借権)は、法律改正により機構配分も一括して行うこととなっていますが、農地中間管理機構が借り受けた要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものであることから農業政策課からの説明のみとさせていただきます。その後、質疑応答を行った上で、一括採決を行う方法で進めさせていただきたいと思います。

また、お手元の別紙の案件につきましては、農業委員会等に

関する法律第31条第1項に該当いたしますので、関係する委員に退席していただき、審査から採決までを単独で行います。

また、7農地中間管理事業(使用貸借権)の番号33番と55番は農家創設案件ですので、この後の、議案第78号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取についてを審議した後、審査から採決までを単独で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

# 【異議なし】

小林事務局長補佐

もう一点、審査から採決までを別にお願いしたい案件がございます。15ページの5利用権設定関係(使用貸借権)ですが、番号4番つきましては、報告第29号の農用地利用配分計画案の報告と関連がございますので、後ほど報告に合わせてご審議をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 そうさせていただきます。

それでは1の所有権移転関係の1番から15番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。はじめに北部地区調査会長から1番、2番、をお願いします。

関 地区調査会長 1番、2番の2件について、原案のとおりでよいと判断をい たしました。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から3番から5番、お願いします。

北村地区調査会長 3番、4番、5番、いずれも問題ないと判断いたしました。 議 長 続きまして、南部地区調査会長から6番から8番、お願いします。

村田地区調査会長 6番、7番、8番、いずれも下限面積等、諸要件を満たして おり問題ないと判断しました。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から9番から15番、お願いします。

北村地区調査会長 9番から15番ですが、事前の現地確認と調査会での協議の 結果、原案どおり決定することで問題ないということで決まり ました。

議 長 これより質疑に入ります。先ほどの農業政策課の説明並び に、ただ今の地区調査会長の報告について発言のある方の挙手 を求めます。

### 【質疑なし】

議 長 質疑がございませんので採決を行います。所有権移転関係に つきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求 めます。

# 【全員举手】

議 長 全員の賛成が確認できましたので、原案のとおり決定することにいたします。

続きまして、2から5の利用権設定関係の審議を行います。 利用権設定関係につきましては、6年未満の賃借権が8件、6 から10年未満の賃借権が1件、10年以上の賃借権が9件、使 用貸借権が9件です。はじめに北部地区調査会長から、検討結 果の報告をお願いします。

関 地区調査会長 いずれも原案のとおりでよいと判断いたしました。

議 長 続きまして西部地区調査会長、お願いします

岡村地区調査会長 下限面積も満たしており、原案どおりで問題なしといたしま した。

議 長 続きまして中部地区調査会長、お願いします。

北村地区調査会長いずれも調査会で協議の結果、問題ないと判断しました。

議 長 続きまして南部地区調査会長、お願いします。

村田地区調査会長 下限面積等の要件を満たしており、問題ないと判断しました。

議 長 続きまして東部地区調査会長、お願いします。

北村地区調査会長 調査会での協議の結果、原案どおりに決定することで問題は ないということで決まりました。

議 長 これより質疑に入りますが、委員が関係する案件があります ので、はじめに別紙の委員が議事に参与することができない案 件と、農地中間管理事業(使用貸借権)の農家創設案件、番号 33と55を除いた利用権設定関係についての質疑を行います。 先ほどの農業政策課の説明並びに、ただ今の地区調査会の報告 について、発言のある方は挙手をしてお願いします。

小林事務局長補佐 議事の途中で申し訳ありませんが、質疑を除く案件としまして、先ほど申し上げました5の利用権設定関係(使用貸借権)の4番につきましても、別途、ご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、利用権設定関係(使用貸借権)の番号4も対象外 といたします。質問ございましたらお願いします。

#### 【質疑なし】

議 長 質問がありませんので、利用権設定関係について採決を行い ます。審議から除いた案件以外の利用権設定関係について、原 案のとおりに決定することに賛成の挙手を求めます。

### 【全員挙手】

議 長 全員の賛成が確認できましたので、この案件につきましては 決定いたしました。

続きまして、委員が議事に参与することができない案件につ

いて質疑、採決を行います。はじめに別紙の利用権設定関係 10 年以上(賃借権)の4番と5番、それから農地中間管理事業の90番と98番につきましては、塚田委員が関係しておりますので、塚田委員の退席をお願いし、塚田委員に関係する案件のみ質疑、採決を行いたいと思います。

塚田委員の退席をお願いします。

# 【塚田委員退室】

議 長 利用権設定関係 10 年以上の番号4番、5番及び、利用権設定 関係の90番、98番の4件につきまして、発言がございました ら挙手をしてお願いします。

### 【質疑なし】

議 長 質問がございませんので、採決に入りたいと思います。原案 どおり決定することに賛成の方の挙手お願いします。

# 【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認しました。塚田委員の入室を許可しま す。

# 【塚田委員入室】

議 長 もう1件ですね。利用権設定関係 10年以上(賃借権)で、番 号8番、池田昌子委員が関係する案件につきまして審議をした いと思いますので、池田委員の退席をお願いします。

# 【池田委員退室】

議 長 それでは先ほどの農業政策課並びに地区調査会の報告に発 言のある方は挙手をしてお願いします。

# 【質疑なし】

議 長 意見がありませんので採決を行います。原案どおり決定する ことに賛成の方の挙手を求めます。

#### 【全員挙手】

議 長 全員の賛成が確認できましたので、原案どおり決定させてい ただきます。池田委員の入室を許可します。

# 【池田委員入室】

議 長 続きまして、議案第78号 農地中間管理事業の推進に関する 法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意 見聴取について を議題といたします。農業政策課から説明を お願いします。

農業政策課 議案第78号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条山口専門員第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について説明いたします。別冊3をご覧ください。農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、市町村は必要があると認めるときは農業委員会の意見を聞くものとすると規定されており、農家創設及

び市外在住の担い手の場合にこれに該当し、意見聴取をお願いするものでございます。1ページをご覧ください。今回、権利設定を受ける人は1人です。使用貸借で3,390㎡を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものでございます。2ページをご覧ください。○○さんですけれども、水稲、小麦等の栽培で、篠ノ井地区において農家創設をする方になります。説明は以上になりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

ただ今、農業政策課から説明がありました。それでは、南部 地区調査会長から検討結果、意見等の報告をお願いします。

村田地区調査会長

原案のとおりで問題ないと判断しました。

議 長

これより審議に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について、発言のある方の挙手を求めます。

# 【質疑なし】

議 長

特にないようですので、採決に入ります。議案第78号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

# 【全員挙手】

議 長

全員の賛成が確認できましたので、議案第78号は原案のとおり決定をいたしました。それでは、ただ今の決定を受け、先ほど保留となっておりました議案第77号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてのうち、7の利用権設定関係、農地中間管理事業(使用貸借権)の番号33番と55番について、発言のある方は挙手をお願いします。

# 【質疑なし】

議

長 質問がございませんので、採決を行います。利用権設定関係 農地中間管理事業(使用貸借権)の番号33番と55番について 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

### 【全員挙手】

議

長 全員の賛成を確認させていただきましたので、議案第77号 は全て原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、議案第79号 農振除外等に関わる意見聴取について を議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。

農業政策課小林係長

課 右上に別冊4と書いてある資料で、表紙には第8回農業委員 長 会総会議案 農振除外等に関わる意見聴取について を説明いたします。1ページをお願いします。今回の農業振興地域の変 更は軽微変更3件です。2ページの軽微変更番号1ですが、事業計画者は○○さん、土地所有者は○○さんと○○さん、申出地は浅川東条○○外1筆、地目は畑です。詳細は左の1ページ下の表をご覧ください。事業計画内容は農業用倉庫及び通路の

追認で、軽微変更面積 67.57 m 、土地改良区の受益地ではなく、 土地改良事業の実施もございません。農地法は農用地区域内農 地の農業用施設のため農転見込み有りで、開発許可は農業用施 設のため許可不要となっております。除外5要件ですが、軽微 変更は変更後も農業の用に供することから、⑤の土地改良事業 等完了から8年未経過については条件を満たす必要がないた め、①から④までの条件を満たしていることを確認しておりま す。その下の説明ですが、事業計画者は野菜を栽培しているが、 自宅から自己所有農地まで約1.5kmと距離があり、効率化を図 るため農地に倉庫を建築して農業用機械等を保管している。ま た、収穫した野菜の搬出路として倉庫から道路までの農地の一 部を通路として利用している。農振農用地区域の軽微変更が必 要という認識がなかったため、今回、追認で改めて申し出する ものであります。3ページは位置図で斜線の部分、長細くVの 字みたいになっているのが通路、左奥の小さい四角に倉庫が建 っております。4ページの真ん中に通路、倉庫、購入土地5-3 と書いてありますが、これも含めてそこからVの字になってい る通路と奥の倉庫の求積図です。 5ページは倉庫内の配置図で す。箒や運搬機、草刈り機、肥料、農業資材が格納されており ます。6ページは通路の写真、7ページは通路と倉庫の写真で すのでご覧ください。

続きまして8ページ、軽微変更番号2ですが、事業計画者、 土地所有者ともに○○さん、申出地は若穂牛島○○、地目は畑 です。事業計画内容は農業用倉庫及び通路の追認です。軽微変 更面積は 189 m<sup>2</sup>、川田地区土地改良区の受益地ですが、土地改 良事業の実施はありません。農地法は1種農地ですが、農業用 施設で2a未満のため届け出により見込み有りで、開発許可は 農業用施設のため許可不要となっております。除外5要件です が、先ほど同様、農業の用に供することから、⑤の条件を満た す必要がないため、①から④までの条件を満たしていることを 確認しております。その下の説明ですが、事業計画者は自宅周 辺の農地で野菜を栽培しており、農地に倉庫を建築して農業用 の機械や資材を保管している。また、収穫した野菜の選別、荷 造り場及び搬出路として農地の一部を利用している。農用地区 域の軽微変更が必要という認識がなかったため今回、改めて申 し出するものです。 9ページの斜線の 2カ所が通路、農業倉庫 等が設置している部分の位置図です。10ページは配置図で、① カーポートと書いてあるこの中に農業用の物を保管していま す。④が通路、②が農業用倉庫、ちょっと飛びまして左下のビ ニールハウス、2つ四角で囲んでありますが、こちらが農業機 械の格納庫となっております。11 ページに格納状況ありますが、カーポートには軽トラックとか選別台とかコンテナがあります。その写真が右側にあります。②は農業用倉庫、③はビニールハウスが 2 棟ありまして、農業用の機械とか資材がこのような形で格納されております。12 ページが、それぞれカーポートとか倉庫内、13 ページはカーポートの南側の倉庫、14 ページはビニールハウスが 2 棟建っている状況写真、15 ページはビニールハウスの内部写真です。

最後に16ページ、軽微変更番号3ですが、事業計画者、土地 所有者ともに○○さん、申出地は若穂綿内○○外1筆、地目は 畑です。農地が2筆ありますので、詳細は1ページの下の表を ご覧ください。事業計画内容は農業用倉庫で、こちらも既に出 来ている追認です。軽微変更面積 108 m<sup>2</sup>、河東土地改良区の受 益地ですが、土地改良事業の実施はありません。農地法は1種 農地ですが、農業用施設で2a未満のため届け出により転用見 込み有りで、開発許可は農業用施設のため許可不要となってお ります。除外5要件につきましては、先ほどと同様でございま す。一番下の説明ですが、事業計画者はブドウとリンゴを中心 に栽培しているが、自宅のある須坂市から自己所有農地のある 若穂綿内まで約2㎞と距離が離れており、効率化を図るため農 地に倉庫を建築して農業用機械や肥料などを保管している。農 用地区域の軽微変更が必要という認識がなかったため今回、改 めて申し出するものです。17ページは位置図です。斜線の四角 いところが位置です。18ページはその求積図です。19ページは その倉庫内の配置図です。真ん中の斜線が引いてあるところが 農業用倉庫で、その道路側に軽トラック2台ありますが、この 一部のトラックを停める部分はコンクリート敷になっており まして、その他は砕石になっております。20ページは平面図と 立面図、21ページは農業倉庫内の格納の配置図で、このような 形でSS、トラクター、マメトラ、肥料等がこのような形で格納 されているということです。説明は以上ですが、ご審議のほど よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは各地区 調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた報告をお願 います。はじめに1番を北部地区調査会長、お願いします。

関 地区調査会長

軽微変更番号1番につきましては、農業用施設を設置する案件で許可できると判断いたしました。

 続いて2番、3番を東部地区調査会長、お願いします。

2番、3番とも農業用施設等の追認ということになります。除外5要件を満たすということで問題はないと判断しました。

議 長 ただ今の農業政策課からの説明及び各地区調査会長からの 補足説明につきまして、質問がございましたら挙手をしてお願 いします。

# 【質疑なし】

議 長 ないようですので採決を行います。議案第79号の軽微変更 案件について、用途区分変更することが相当と決することに賛 成の方の挙手を求めます。

# 【全員举手】

議 長 全員の賛成を確認いたしましたので、議案第79号は用途区 分変更することが相当と決定し、長野市長に参考意見を提出い たします。

> 続きまして、議案第80号 非農地決定について を議題とい たします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐

議案第80号 非農地決定について説明申し上げます。13ページをご覧ください。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から非農地通知交付申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映させます。また、農地所有者は送付された非農地決定通知書を添付して、法務局で地目変更登記を行うことができます。表の下に集計が載っておりまして、今月ご決定いただくものは全て原野になりますが、11筆、4,012㎡です。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をしてお願いします。

### 【質疑なし】

議 長 ないようですので採決に入ります。議案第80号を原案のと おり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

#### 【全員挙手】

議 長 全員の賛成が確認できましたので、議案第80号は原案のと おり決定いたしました。

続きまして、報告第26号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告第27号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についての2件について、事務局より説明をお願いいたします。

小林事務局長補佐 報告第 26 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出に ついて報告申し上げます。議案の 15 ページをご覧ください。番 号 23 番から 16 ページの 28 番までの 6 件です。農地を農地以 外に転用する場合には県知事の許可が必要ですけれども、市街 化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届出ればよいこと になっております。4条の届出でして、自己転用、いわゆる農 地の権利移動を伴わない転用届です。いずれも市街化区域内の 農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなってお り、書類等、特に問題はなく事務局長専決により受理しており ますので報告申し上げます。

続きまして、報告第27号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にいて報告申し上げます。議案の17ページをご覧ください。番号75番から18ページの80番までの6件です。同じく市街化区域内の届出ですが、5条の転用届でして、農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので報告申し上げます。以上、報告案件2件について、よろしくお願いいたします。

長 ただ今、事務局から報告第26号及び第27号について説明が ありました。発言のある方は挙手をしてお願いします。

### 【質疑なし】

議 長 質問がないようです。報告案件ですので、ご了解をいただき ますようお願いいたします。

続きまして、報告第31号 農業振興地域整備計画に関わる農 用地区域の変更報告について(東日本台風災害に伴う農業用施 設の再建)を議題といたします。この案件につきましても、こ の後の報告第28号 農地法第4条の規定による農業用施設(2 アール未満)の届出についてと関連がありますので、先に農業 政策課から説明をお願いします。

農業政策課 小 林 係 長

議

課 右上に別冊5と書いてある資料をお出しください。表紙には 長業振興地域整備計画に関わる農用地区域の変更報告について(東日本台風災害に伴う農業用施設の再建)と書いてございます。本件につきましては、令和元年10月に発生しました令和元年東日本台風災害による農業用施設の再建に伴う軽微変更について、早期再建で緊急を要するため、令和2年6月30日の第5回農業委員会総会で、通常の意見聴取ではなく軽微変更決定後に総会で報告する審議方向に変更することの承諾をいただいております。1ページおめくりいただき、農振農用地に再建する農業用倉庫はこちらの一覧表のとおり、全部で22件ございます。こちらをそれぞれ1件ごと提出された変更申請書により関係部局と協議をしたところ、軽微変更はやむを得ないと判断し、変更承認を9月1日付けでしましたので報告いたします。 議 長 ただ今、農業政策課より説明がありましたが、発言のある方 は挙手をしてお願いします。

# 【質疑なし】

質問はないようですので、報告案件でございますので、ご了 議 長 解をいただきますようお願いを申し上げます。

> 続きまして、報告第28号 農地法第4条の規定による農業用 施設(2a未満)の届出について、事務局より説明をお願いし ます。

小林事務局長補佐

報告第28号 農地法第4条の規定による農業用施設(2 a 未 満) の届出について報告申し上げます。 農地法等議案の 19 ペー ジをご覧ください。番号1番から21ページまでの11番までの 11 件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に 要する敷地面積が2 a 未満であり、要件に当てはまる場合は4 条許可が不要ですが、農業委員会へ届出書を提出いただいてお ります。このうち8番、9番は、先ほど農業政策課から農業振 興地域整備計画に係る農用地区域内の変更報告(東日本台風に 伴う農業用施設の再建)について で説明のありましたもので、 災害による建て替えでございます。内容につきましては記載の とおりでして、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により 受理しておりますので報告を申し上げます。

ただ今、事務局から報告第28号について説明がありました。 長 議 発言のある方は挙手をしてお願いします。

#### 【質疑なし】

質問がないようです。報告案件ですので、ご了解をいただき 議 長 ますようお願い申し上げます。

> 続きまして、報告第29号農地中間管理事業に関する農用地 利用配分計画(案)の報告について、農業政策課より説明をお 願いします。

農業政策課

報告第 29 号 農地中間管理事業に関する農用地利用配分計画 山 口 専 門 員 (案)の報告について説明いたします。資料は別冊6となりま す。本件につきましては、市内で就農しております担い手、ま た新規就農者への利用配分計画ですけれども、既に中間管理事 業の権利設定がされている農地につきまして権利移転をする ものですので、新規就農者につきましても意見聴取ではなく報 告とさせていただきたいと思います。1ページをご覧くださ い。今回、権利の移転を受ける人は2人で、賃貸借及び使用賃 借合わせて 11,930 ㎡を長野県農業開発公社が貸し付けを行う ものでございます。2ページをご覧ください。番号1、○○さ んは、信州新町地区におきましてワイン用のブドウ栽培を行う 方です。番号2番、○○さんは、ブドウの栽培で更北地区にお いて農家創設をする方ですけれども、この方につきましては、 先ほど議案第77号の農用地利用集積計画の決定に基づく、5 利用権設定関係(使用貸借権)の番号4番と関連するものです。 説明は以上となります。

議 長 ただ今、事務局から報告第29号について説明がありました が、発言のある方は挙手をお願いします。

# 【質疑なし】

議 長 報告案件ですので、ご了解をいただきますようお願い申し上 げます。

小林事務局長補佐 先ほどの議案第77号 農業経営基盤促進法第18条第1項の 規定による「農用地利用集積計画」の決定について で審議を保 留しております5の利用権設定関係(使用貸借権)の4番につ きまして、ただ今の農業政策課からの報告と関連がありますの で、改めて地区調査会長の報告と質疑、採決をお願いします。

議 長 それでは、ただ今の決定を受け、先ほど保留となっております 議案第77号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」のうち、5利用権設定関係(使用貸借権)の番号4について、南部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた報告をお願います。

村田地区調査会長 番号4番は農家創設で、調査会で営農計画等お聞きいたしま して非常に楽もしい、若い就農家の青年ということで問題ない と話しています。

議 長 ただ今の地区調査会長からの説明を含めて、質問がございま したらお願いします。

### 【質疑なし】

議 長 意見がありませんので採決に入ります。利用権設定関係(使 用貸借権)の番号4番につきまして、賛成の方の挙手を求めま す。

### 【全員举手】

議 長 全員の賛成が確認できましたので、この案件につきましても 決定の確認をさせていただきました。

以上で農地法関係の議案は全て終了しました。

あとわずかの時間という予定になっておりますので、その他 委員会業務に関わる事項について引き続き審議しますので、ご 協力をお願いします。事務局より説明をお願いします。

竹内事務局長補佐 議案第81号第5回長野県農業委員会大会における要請決議 (素案)についてということで、こちらにつきましては長野県 農業会議から委員会に意見照会があり、9月の議案と合わせて 全委員にお配りし、9月の調査会でこの素案について何か意見 があれば検討いただきたいということでお願いしたものです。

こちらの報告期限が10月1日となっておりますので、本日こ の後に地区調査会の意見の検討状況を地区調査会長から報告 いただいた後、皆さんにこの素案について最終確認のうえ決定 いただきまして、長野市としての意見、報告としたいと考えて おります。よろしくお願いいたします。

議

それでは、長野県農業大会における要請決議に係る地区調査 長 会からの意見について各調査会長から報告をお願いします。北 部地区調査会長からお願いします。

関 地区調査会長

要請決議(素案)につきましては特に意見はありませんでし た。

議

続きまして、西部地区調査会長お願いします。 長

岡村地区調査会長

同様に素案のとおりでということで了解いただいています ので報告させていただきます。

議

長

続きまして、中部地区調査会長お願いします。

北村地区調査会長

同じく中部地区調査会も素案のとおりでいいということで あります。

議

長

長

続きまして、南部地区調査会長お願いします。

村田地区調査会長

南部地区調査会でも素案のとおりでよいということです。

東部地区も素案のとおりでいいということでありました。

長

続きまして、東部地区調査会長お願いします。

北村地区調査会長 議 長

ただ今、各地区調査会長から報告のとおり、全ての地区調査 会で原案どおりで良いという報告をいただきましたけれども、 それ以外に皆さん方から、今日、ここで発言はありますか。

# 【意見なし】

議

それでは採決に移らせていただきます。ただ今の調査会長の 報告を含めて、要請決議の素案について、賛成の方の挙手を求 めます。

### 【全員挙手】

議

長 全員賛成を確認しましたので、長野市農業委員会として要請 決議は素案のとおり決定しました。

引き続きまして、報告第32号 長野市農政懇談会の実施につ いて、事務局の説明をお願いします。

竹内事務局長補佐

報告第32号 長野市農政懇談会の実施を、ご覧いただきたい と思います。こちらにつきましても9月の地区調査会におきま して、懇談会の開催につきまして説明させていただきました。 当初、全員出席を予定していましたが、今回、コロナ禍の中で 特例ということで、推進委員につきましては申し訳ありません が、3分の1程度の出席ということで、地区調査会で選出いた だいており、懇談会は全員で55名の予定で行いたいと思いま す。会場はホテル国際21の千歳の間ということで、コロナの3

密の避けられる広い会場を確保してございます。

1枚目の進行、会議の内容につきましては、以前ご説明した とおり、意見書に沿いまして、テーマに沿った意見交換を行い、 終了後、5時15分から懇親会を予定しています。

次のページですが、地区調査会において意見書の補足説明者 の選出をいただきました。1番の遊休農地の発生防止・解消に つきましては、北部地区調査会から田中委員、南部地区調査会 から竹村推進委員、東部地区調査会から佐藤委員、西部地区調 査会から塚田委員、2番目のテーマにつきましては、西部地区 調査会の和田委員、北部地区調査会の善財委員、3番目の新規 参入促進につきましては、中部地区調査会長の北原委員という ことで、担当者の設定をさせていただきます。

最後に3ページ目につきましては、長野市農政懇談会の出席 者名簿です。推進委員が各地区調査会2名から3名ということ で選出いただいております。よろしくお願いいたします。

議 長

長野市農政懇談会の実施につきまして、事務局から説明があ りましたが、この内容につきまして質問、意見ございますか。

北 委 原 員

補足の説明について、参考になるものはあるのでしょうか、 それともアドリブで報告していいのかお聞きします。

竹内事務局長補佐

こちらにつきましては原稿がありませんので、アドリブでお 願いいたします。内容につきましては、意見書3番の新規参入 促進の部分の、特に中部地区で意見が出されている③番の農業 施設等の有効活用の支援ということなので、このことについて 現場の状況を触れていただければと思います。なお、資料等必 要であれば、事務局に問い合わせいただければと思います。

北 原 委 員 はい、結構です。

塚  $\blacksquare$ 委 員

この意見ないし質問に関して、各部局からの回答ということ が必要な場合もあると思いますが、事前に意見を述べるに当た って、知らせておかなければいけないこともあるような気がす るのですが、それはよろしいのでしょうか。当日、各部局から 回答がその場でなされない場合もあるように思いますがいか がでしょうか。

竹内事務局長補佐

塚田委員に今回、発言していただくところは、④番の有害鳥 獣対策の強化と森林整備の必要性ということで、補足で関連し たものをお申し出いただきます。この意見書は、事前に会長を 通じて農林部長にお渡しし回答なり、方向性を部局から答えて いただくという形になっておりますので、これに関したもので あれば特段、原稿を事前にいただくということも必要ありませ ん。事務局ではそのように考えておりますので、よろしくお願 いいたします。

塚 田 委 員 分かりました。

議 長 他に質問がないようなので、この議事については報告事項であり、この内容で進めさせていただきますのでよろしくお願い

します。

以上を持ちまして、予定しました議事は終了いたしました。 議事進行にご協力いただきありがとうございました。

曽根会長代理 青木会長、議長役お疲れさまでした。

以上で本日の議事は終了となります。長時間にわたりまして、皆さまお疲れさまでした。

以上をもちまして第8回総会を終了といたします。